

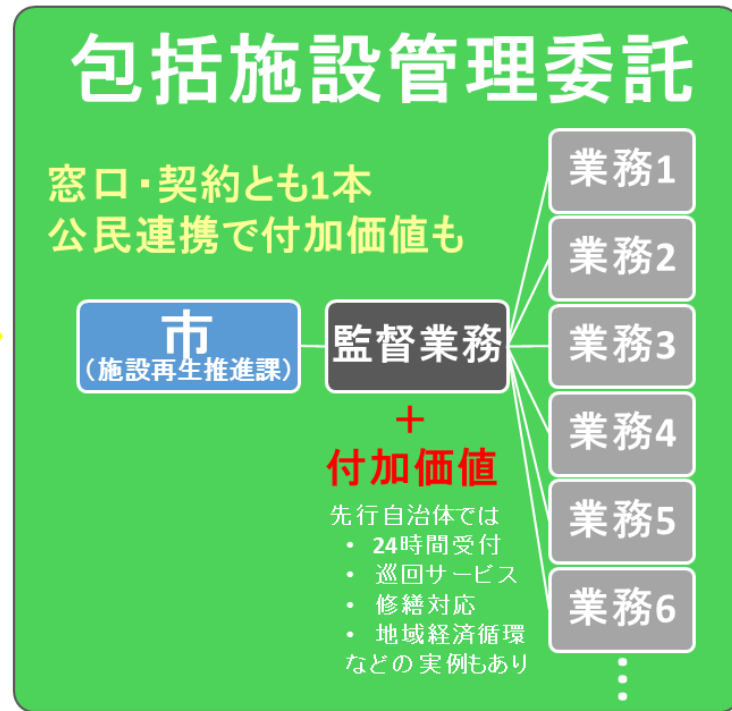
都内26市で初めて「包括施設管理委託」の導入を目指します

- 「包括施設管理委託」とは、課ごと、施設ごとに契約している様々な管理業務を、包括的に契約し、業務の効率化や管理の適正化などを統一的に目指す維持管理手法です
- 平成30年度からの導入を目指します

現状、約750件（約30業務）の契約本数



うち約450件を包括化検討し1本の契約にすることを目指します



※導入状況については、当市調べ



東村山市



包括施設管理委託導入の目的と効果

～タテ割を超えた公共施設マネジメント～

現状・・・

- 施設数は200以上
- 60%以上が築30年以上
- 老朽化対策は待ったなし

現状・・・

- 施設数は200以上
- 管理業務は30種類以上
- それぞれで契約

相乗効果

住民の安全・安心の 確保を第一

- 民間事業者(監督業者)のノウハウを最大限活用し、維持管理水準を一層向上
- 公民連携による付加価値で維持管理水準を向上

事務や業務の負担軽減

- 一括発注による事務量の大幅な削減
- 民間事業者(監督業者)のサポートによる事務負担の軽減

待ったなしの公共施設マネジメントへ還元

- 取り組みの加速化
- 生産性の向上
- 地域経済の循環



事項	概要
予算 (債務負担行為)	(平成29年度当初予算で設定) 名称 包括施設管理業務委託事業 期間 平成29年度～平成32年度 限度額 828,000千円(平成29年度は0円債務)
事業者選定方法	プロポーザル方式による選定を予定
地域経済の循環	事業者を公募する際、可能な範囲で市内業者の活用を求め、地域経済の循環を目指す

日程(案)

日程案	事項
平成 29年 3月	債務負担行為の設定
4月	対象施設や設備等の抽出、対象の決定
6月～	プロポーザル方式による選定、優先交渉権者の決定
9月～	優先交渉権者と市で詳細協議
平成 30年 3月	包括施設管理委託契約
4月～	業務開始～以降、必要に応じて契約変更